

2010 年日本政府年次報告 「石綿の使用における安全に関する条約（第 162 号）」 (2007 年 6 月 1 日～2010 年 5 月 31 日)

1. 質問 I について

(1) 前回の報告に追加する法令・規則は以下のとおり。なお、追加及び変更する法令等の写しは別添のとおり。

「・2004年改正鉱山保安法規則2005年経済産業省令第20号」を、「・2004年改正鉱山保安法附則(2004年法律第94号)」に改める。

(2) 本条約の批准と国内法令との関係について

報告事項なし

2. 質問 II について

前回の報告に変更または追加すべき事項は以下のとおり。

[第4条関係]

前回の報告中、「船員について、船員法第110条及び労働組合法第19条の13の規定により、使用者委員、労働者委員及び公益委員から組織される船員中央労働委員会において、協議が行われている。」を、「船員について、船員法第110条の規定により、使用者委員、労働者委員及び公益委員から組織される交通政策審議会において、協議が行われている。」に改める。

[第5条関係]

(第 2 項について)

前回の報告中、「労働基準監督制度は、全国323の労働基準監督署等に配置された労働基準監督官が、主に事業場に赴いて、労働安全衛生法、労働基準法等に基づく監督指導等を行う制度である。」を、「労働基準監督制度は、全国321の労働基準監督署等に配置された労働基準監督官が、主に事業場に赴いて、労働安全衛生法、労働基準法等に基づく監督指導等を行う制度である。」に改める。

「また、労働安全衛生法に基づき、都道府県労働局及び労働基準監督署に配置されている労働衛生専門官が労働者の健康障害を防止するため必要な事項等についての指導及び援助を行うほか、労働安全衛生法第93条、第94条、第116条、第119条において、同法違反に対する罰則が設けられている。」を、「また、労働安全衛生法第93条及び第94条に基づき、都道府県労働局及び労働基準監督署に配置されている労働衛生専門官が労働者の健康障害を防止するため必要な事項等についての指導及び援助を行うことが規定されているほか、同法第116条、第119条、第120条において、同法違反に対する罰則が設けられている。」に改める。

[第15条関係]

(第 1 項について)

前回の報告中、「作業環境評価基準により、「作業環境を評価するための他のはく露の基準」として、「管理濃度」を定めているところであり、石綿については、2006年4月1日より、長さ5マイクロメートル以上の纖維として、2 本/cm³から0.15本/cm³へ改正したところである。」を、「作業環境評価基準により、「作業環境を評価するための他のはく露の基準」として、「管理濃度」を定めているところであり、石綿については、2005年4月1日より、長さ5マイクロメートル以上の纖維として、2 本/cm³から0.15本/cm³へ改正したところである。」に改める。

[第21条関係]

(第4項について)

前回の報告中、「船員について、職務上の事由による疾病又は負傷等について、療養のため職務に服することができないときは、その期間、船員保険法に基づき傷病手当金等の給付を受けることができる。」を、「船員について、職務上の事由による疾病又は負傷等について、療養のため職務に服することができないときは、その期間、労働者災害補償保険法及び船員保険法に基づき休業補償給付等の給付を受けることができる。」に改める。

(第5項について)

前回の報告中、「船員について、船員法施行規則第37条により、船員が3日以上の休業をする疾病に罹患した場合には、その傷病名等を国土交通大臣に報告するよう定められている。」を「船員について、船員法施行規則第73条により、船員が3日以上の休業をする疾病に罹患した場合には、その傷病名等を国土交通大臣に報告するよう定められている。」に改める。

[第22条関係]

(第1項について)

前回の報告中、「船員について、船員災害防止活動の促進に関する法律第6条に基づき、船員中央労働委員会の意見を聞いて、「船員災害防止基本計画」を作成し、公表している。」を、「船員について、船員災害防止活動の促進に関する法律第6条に基づき、交通政策審議会の意見を聞いて、「船員災害防止基本計画」を作成し、公表している。」に改める。

(第3項について)

前回の報告中、「一般職非現業国家公務員について、人事院規則10-4第13条及び1987年職福—691第13条関係により、各省各庁の長は、職員を採用した場合、職員の従事する業務の内容を変更した場合等には、有害物質を取り扱う業務に従事する職員に対し、健康又は安全に関する必要な教育を行う旨が定められている。」を、「一般職非現業国家公務員について、人事院規則10-4第10条により、各省各庁の長は、業務に係る作業場ごとに、危害防止主任者を指名し、職員への指示を行わせなければならない旨及び同規則第13条及び1987年職福—691第13条関係により、各省各庁の長は、職員を採用した場合、職員の従事する業務の内容を変更した場合等には、有害物質を取り扱う業務に従事する職員に対し、健康又は安全に関する必要な教育を行う旨が定められている。」に改める。

[2008年専門家委員会の直接要請(ダイレクトリクエスト)に対する回答について]

○第1条 (適用範囲)船員及び鉱山労働者

労働安全衛生法第55条により、労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならないとされている。

現在どの程度の船員が石綿に関連する作業に従事しているかどうかについては、把握するデータはないが、過去粉じん作業や石綿を取り扱う業務に従事していた離職後の船員で一定の要件を備える者に発給される船員健康管理手帳の発給数は、平成22年6月30日現在において696件である。

また、海上人命安全条約(SOLAS条約)では、2006年以前から、「船舶には、ごく一部の例外を除いて、石綿(※クリソタイルを含む。)を含む材料を使用してはならない」ことを要求しており、我が国では船舶設備規程により当該条約を担保してきたところである。

更に、2006年には、石綿の使用禁止にかかる労働安全衛生法施行令の改正と歩調を合わせ、SOLAS条約の改正に先駆けて、「船舶には、一切、石綿を含む材料を使用してはならない」とする船舶設備規程の改正を行った。

上記のとおり、船舶については、我が国では、船舶設備規程及び労働安全衛生法により、二

重に石綿の使用が禁止されている。

鉱山労働者に関しては、労働安全衛生法第55条の規定は適用される。

この条約にかかる鉱山労働者は、2010年で7名。その全員が、鉱山保安法の適用を受け、鉱務監督官を中心とした適切な指導、管理のもと、作業に従事している。

○第14条 石綿含有製品の容器及び包装の表示

本条について、労働安全衛生法適用労働者に関しては、石綿障害予防規則第32条により、

- (1)事業者は、石綿等を運搬し、又は貯蔵するときは、当該石綿等の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をしなければならない。
- (2)事業者は、容器又は包装の見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取り扱い上の注意事項を表示しなければならない。

と定めており、当該条文を踏まえ実施を図っている。

ただし、労働安全衛生法第55条に基づく製造等禁止の適用除外製品(いわゆるポジティブリスト)については、労働安全衛生施行令第18条の表示が適用されることとなる。

○第15条第2項 曝露限度またはその他の曝露規準の定期的見直し

「管理濃度」については、技術の進歩、医学的知見の集積等を踏まえ、専門家を委員とする「管理濃度等検討会」を適宜開催し、見直しを行うこととしているが、2007年6月1日～2010年5月31日の間で、石綿に関する管理濃度は変更していない。

○第15条第3項

本条について、労働安全衛生法適用労働者に関しては、事業者のとるべき措置として

- (1)石綿等の粉じんが発散する屋内作業場については、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置等を設けなければならないこと(石綿障害予防規則第12条)
- (2)石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならないこと(石綿障害予防規則第13条)
- (3)石綿等を運搬、貯蔵するとき、粉じんが発散するおそれがないように堅固な容器を使用し、又は確実な包装をしなければならないこと(石綿障害予防規則第32条)
- (4)作業環境測定結果の評価の結果に基づき、作業環境を改善するため必要な措置を講じなければならないこと(石綿障害予防規則第38条、第39条)

と定めており、これらの措置については石綿等の粉じんが発散する状況を想定したものである。

3. 質問Ⅲについて

本条約の適用に関連する原則的な諸問題について、裁判所が決定を下したことはない。

4. 質問Ⅳについて

報告事項なし

5. 質問Ⅴについて

この条約にかかる労働安全衛生法適用労働者数は、2001年においては、50, 263, 747人、労働基準監督官の行った定期監督等において石綿障害予防規則違反件数は、2009年においては衛生基準に関して134件、作業環境測定に関して1件、及び健康診断に関して22件であった。

また、労働者災害補償保険法に基づく石綿による肺がん・中皮腫の保険給付に係る支給決定件数は、

[平成19年4月1日～平成20年3月末日]

支給決定件数 1,063件

(支給決定件数は平成19年度に請求されたものに限るものではない。)

[平成20年4月1日～平成21年3月末日]

支給決定件数 1,115件

(支給決定件数は平成20年度に請求されたものに限るものではない。)

であった。

一般職国家公務員については、石綿による公務上の災害の認定件数は2007年4月1日から2008年3月31日においては5件、2008年4月1日から2009年3月31日においては2件である。

この条約に係る船員数については2008年(10月1日現在)で82,953名である。

2007年1月1日から2009年12月31日までは、船員労務官による事業場及び船舶監査は、2007年5,639件、2008年5,340件、2009年5,194件であり、この結果、船員労働安全衛生規則第11条第1項(安全衛生に関する教育及び訓練)違反処理件数は7件であり、同規則第45条第1項(保護具)違反処理件数は1件であった。なお、その他の関係条項に対する違反処理件数はなかった。また、船員保険法に基づく石綿による肺がん・中皮腫の保険給付に係る支給決定件数は37件である。

この条約にかかる鉱山労働者数は2010年で7名であり、違反件数及び職業上疾病に関する報告数は共に0件である。

6. 質問VIについて

本報告書の写しを送付した代表的な労使団体は以下のとおりである。

(使用者団体)日本経済団体連合会

(労働者団体)日本労働組合総連合会

国家公務員法(1947年法律第120号)(抄)

【以下の条文を変更する。】

(一般職及び特別職)

第二条

「十六 防衛省の職員(防衛省に置かれる合議制の機関で防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第四十二条の政令で定めるものの委員及び同法第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務に従事する職員で同法第四十二条の政令で定めるもののうち、人事院規則で指定するものを除く。)」を、

「十六 防衛省の職員(防衛省に置かれる合議制の機関で防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第三十九条の政令で定めるものの委員及び同法第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務に従事する職員で同法第三十九条の政令で定めるもののうち、人事院規則で指定するものを除く。)」に改める。

船員法(1947年法律第100号)(抄)

【以下の条文を追加する。】

第一百八条の二 船員労務官は、第一百一条第二項に規定する場合において、船舶の航海の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

【以下の条文を変更する。】

第一百十条 「船員労働委員会は、労働組合法に定める権限を行う外、国土交通大臣の諮問に応じ、この法律及び労働基準法の施行又は改正に関する事項を調査審議する。

船員労働委員会は、船員の労働条件に関して、関係行政官庁に建議することができる。」を、「交通政策審議会等は、国土交通大臣の諮問に応じ、この法律及び労働基準法の施行又は改正に関する事項を調査審議する。②交通政策審議会等は、船員の労働条件に関して、関係行政官庁に建議することができる。」に改める。

石綿障害予防規則(2005年厚生労働省令第21号)(抄)

【以下の条文を変更する。】

(作業計画)

第四条第1項第1号「石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業」を、「石綿などが使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業」に改める。

(石綿等の切断等の作業に係る措置)

第十三条第1項第2号「石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業(石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を含む。)」を、「石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業(石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業を含む。)」に改める。

人事院規則10—4(職員の保健及び安全保持)(1973年制定)(抄)

【以下の条文及び別表を追加する。】

(危害防止主任者)

第十条 各省各庁の長は、別表第一に掲げる業務については、当該業務に係る作業場ごとに、人事院の定める知識、経験又は技能を有する職員のうちから危害防止主任者を指名し、人事院の定める危害防止に関する事務を行なわせなければならない。

別表第一 危害防止主任者を指名すべき業務(第十条関係)

十七 別表第二第一号に掲げる業務

【以下の条文を変更する。】

別表第二 特定有害業務(第十六条、第二十六条関係)

- 一 次に掲げる物質を取り扱い、又はそれらのガス、蒸気若しくは気膠質を吸入することにより障害を受けるおそれのある業務のうち、「42 石綿」を、「43 石綿」に改める。

鉱山保安法(1949年法律第70号)(抄)

【以下の条項を追加する。】

(鉱業権者の義務)

第八条 鉱業権者は、次に掲げる事項について、経済産業省令の定めるところにより、鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならない。

- 一 ガス、粉じん、捨石、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理
- 二 土地の掘削

(保安教育)

第十条 鉱業権者は、鉱山労働者にその作業を行うに必要な保安に関する教育を施さなければならぬ。

2 鉱業権者は、特に危険な作業であつて経済産業省令で定めるものに鉱山労働者を従事させることは、経済産業省令の定めるところにより、当該作業に関する保安のための教育を施さなければならない。

第二十九条 保安委員会は、保安統括者、保安管理者及び委員をもつて組織し、保安統括者が議長となる。

- 2 保安統括者は、保安管理者に保安委員会の議長の職務を行わせることができる。
- 3 保安委員会の委員は、鉱業権者が、その鉱山の鉱山労働者の中から選任する。
- 4 前項の委員の半数は、その鉱山の鉱山労働者の過半数の推薦により選任しなければならない。ただし、その推薦がないときは、この限りでない。
- 5 保安委員会は、議長が招集し、その議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数の場合は、議長が決する。

第三十一条に、

- 「 2 鉱山労働者代表が数人あるときは、共同してその権限を行使しなければならない。
- 3 鉱業権者、保安統括者及び保安管理者は、鉱山労働者代表と誠実に協議し、並びに鉱山労働者代表の勧告を尊重しなければならない。」

を追加する。

鉱山保安法施行規則(2004年経済産業省令第96号)(抄)

【以下の条文を変更する。】

「第十条 法第五条及び第八条の規定に基づき、粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 粉じんが発生し、又は飛散する作業場及び粉じんを発生し、又は飛散させる施設において

は、集じん、散水、清掃、機械又は装置の密閉、坑内作業場における湿式削岩機の使用その他の粉じんの飛散を防止するための措置を講ずること。

- 二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下単に「日本工業規格」という。)Tハ一五一に適合する防じんマスク又はこれと同等の防じん機能を有する保護具を着用させること。」の部分を、

「(粉じんの処理)

第十条 法第五条及び第八条の規定に基づき、粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 粉じんが発生し、又は飛散する作業場及び粉じんを発生し、又は飛散させる施設においては、集じん、散水、清掃、機械又は装置の密閉、坑内作業場における湿式削岩機の使用その他の粉じんの飛散を防止するための措置を講ずること。
- 二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、次に掲げるいずれかの呼吸用保護具を着用させること。
- イ 工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下単に「日本工業規格」という。)Tハ一五一に適合する防じんマスク又はこれと同等の防じん機能を有する呼吸用保護具
- ロ 日本工業規格 T ハ一五七に適合する電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具」
- に改める。

第二十一条に、「(石綿粉じんの処理)」、第二十七条に「(鉱山労働者が守るべき事項)」、第四十条の前に、「(保安規程)」という見出しを追加し、第二十七条を第二十一条の次に移動する。